

匠瑛市ごみ処理手数料収納事務委託契約書

発注者と受注者は、匠瑛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（令和3年匠瑛市規則第4号。以下「規則」という。）及び匠瑛市財務規則（平成18年匠瑛市規則第65号）並びに次の各条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 発注者は、匠瑛市使用料、手数料、占用料等条例（平成18年匠瑛市条例第51号。以下、「使用料手数料条例」という。）別表に規定する一般廃棄物の処理（一般家庭の日常生活に伴って生ずるごみを市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）により処理する場合）の手数料（以下「処理手数料」という。）の収納に関する業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受諾する。
- 2 受注者は、市民の申出に応じて処理手数料を収納し、指定ごみ袋を交付するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1か月前までに発注者又は受注者のいずれからも何らの意思表示がないときは、契約期間を更に1か年延長するものとし、以後同様の条件で契約するものとする。

（指定ごみ袋取扱所）

第3条 この契約による指定ごみ袋の取扱所は、別表のとおりとする。

（指定ごみ袋等の引渡し単位等）

- 第4条 発注者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位により、受注者に引き渡すものとする。
- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 普通ごみ用（大） | 1箱（10枚入り50包装） |
| (2) 普通ごみ用（小） | 1箱（10枚入り50包装） |
| (3) 資源ごみ用（大） | 1箱（10枚入り50包装） |
| (4) 資源ごみ用（小） | 1箱（10枚入り50包装） |
- 2 前項各号に掲げる指定ごみ袋の金額は、使用料手数料条例によるものとする。
- 3 受注者は、指定ごみ袋を発注者の指定する期間に発注者の指定する場所より購入するものとする。

（取扱手数料）

- 第5条 発注者は、委託業務の処理に関し、受注者に対し規則に定める手数料（以下、「取扱手数料」という。）を支払うものとする。
- 2 取扱手数料は、前期（4月から9月）と後期（10月から3月）に分け、受注者の指定する口座に払い込むものとする。

（禁止事項）

- 第6条 受注者は、第三者に販売業務の全部又は一部を再委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約による権利義務を譲渡してはならない。
- 2 受注者は、購入した指定ごみ袋を自家使用等、販売目的以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、契約した販売場所以外で指定ごみ袋を販売してはならない。
- 4 受注者は、発注者の指定した手数料の金額以外で指定ごみ袋を交付してはならない。

（契約の解除）

- 第7条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
 - (2) 受注者が、匠瑛市指定ごみ袋の交付に係る業務の委託等に関する要綱第2条に規定する要件を欠いたとき。
 - (3) 受注者が不正行為により、発注者がこの契約を継続することができないと認められたとき。
 - (4) 受注者が破産の宣告を受けたとき。
 - (5) 受注者が発注者の指示に従わないとき。
 - (6) 受注者が1年間指定ごみ袋の購入をしないとき。
 - (7) その他発注者の都合により、この契約を解除する必要があると認められたとき。

（取扱業務の検査等）

第8条 発注者は、業務の実施状況について、必要に応じて調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに協力しなければならない。

（損害賠償）

第9条 受注者及び受注者の従事者が販売業務の実施に際して、自らの責めにより発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

(契約者の変更等)

第10条 受注者は、次の各号に該当する時は、速やかに書面により通知するものとする。

- (1) 指定ごみ袋等取扱所を移転しようとするとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 営業権を譲渡しようとするとき。
- (4) 商号を変更しようとするとき。
- (5) 営業を休止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合については、必要に応じ発注者、受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市

氏名 匝瑳市長 宮内 康幸 ㊟

受注者 住所

氏名 ㊟

別表

指定ごみ袋取扱所 (店 舗 名)	所 在 地	電 話